

## (2) コミュニケーション支援用絵記号及びアクセシブルミーティング

文字や話し言葉によるコミュニケーションの困難な人が、自分の意思や要求を相手に的確に伝え、正しく理解してもらうことを支援するための絵記号に関する規格として「コミュニケーション支援用絵記号デザイン原則 (JIS T0103)」が制定され、2010年に障害のある人が会議に参加しやすいように主催者側の配慮事項の規格として「高齢者・障害者配慮設計指針—アクセシブルミーティング (JIS S0042)」が制定された。

■ 図表5-16 コミュニケーション支援用絵記号の例



注：コミュニケーション支援用絵記号デザイン原則 (JIS T0103) には参考として約300の絵記号の例を収載しており、これらは公益財団法人共用品推進機構のホームページから無償でダウンロードすることができる。(https://www.kyoyohin.org/ja/index.php)